



保保発0930第2号  
平成28年9月30日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの  
免除の要件に関する取扱いについて

東日本大震災により被災した健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する一部負担金の支払いの免除の要件については、平成23年5月2日付け保発0502第2号厚生労働省保険局長通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」及び平成27年9月30日付け保保発0930第2号厚生労働省保険課長通知「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」でお示ししてきたところである。

平成28年9月30日をもって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示解除準備区域（※1）の上位所得層（※2）の被保険者等の一部負担金の免除に対する財政支援を終了することから、一部負担金の支払いの免除の要件について、下記のとおりとし、本年10月1日から適用することとするので、適切な取扱いがなされるよう配慮願いたい。

（※1） 平成27年度に避難指示解除準備区域の指定が解除された檜葉町の一部をいう。

（※2） 標準報酬月額が53万円以上である被保険者をいう。

記

1 健康保険に係る一部負担金の支払いの免除の要件について

健康保険の保険者（以下「健保保険者」という。）は、次のいずれかの要件に該当する被保険者又は被扶養者（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）第98

条（同法第 110 条第 7 項及び第 111 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による継続療養の受給者を含む。）については、「健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 14 日付け保発第 0914001 号等）にかかわらず、健康保険法第 75 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 110 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

- ① 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。）であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ② 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- ④ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定により、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行ったもの及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていたもの（ただし、当該区域の解除・再編後において避難指示解除準備区域に属するものであって、平成 27 年度以前に避難指示が解除された区域に属するもの、かつ上位所得層（標準報酬月額が 53 万円以上である被保険者をいう。以下同じ。）に該当するものを除く）
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていたものであって、かつ上位所得層に該当しないもの
- ⑥ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住していたため、避難を行った者であって、上位所得層に該当しないもの
- ⑦ その他上記の①から⑥までに準ずる者として健保保険者が認めたもの

## 2 船員保険に係る一部負担金の支払いの免除の要件について

1 と同様であること。